

災害緊急用井戸 運用ルール

令和8年4月

越谷市環境経済部環境政策課

目 次

1. 災害緊急用井戸とは・・・・・・・・・・P. 1
2. 運用ルール
 - (1) 井戸所有様へ・・・・・・・・・・P. 2
 - (2) 井戸利用者様へ・・・・・・・・・・P. 6

1. 災害緊急用井戸とは

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、発災後、防火用水・飲料用水・生活雑用水に不足が生じ、災害復旧や避難所生活などに大きな影響を与え、全国的に災害時における用水の確保が重要であるとの認識が高まりました。そこで、越谷市においても平成8年度に「災害緊急用井戸登録制度」を開始しました。

災害緊急用井戸は、埼玉県や越谷市の条例の規定に基づき、井戸の設置に関する届出がある越谷市内の民間事業者及び個人の井戸所有者である方々に対し、災害時に井戸水を生活雑用水として周辺住民に無償提供していただくことをご承諾いただいた井戸です。災害などで断水した場合、給水所だけでは対応しきれない生活雑用水の供給源の一つとして期待されます。

提供される井戸水は、中水（生活雑用水：トイレ用、清掃用、風呂用など）として使用してください。**上水（飲用）としての利用を目的としていません。**

また、災害緊急用井戸は、井戸所有者のご厚意により使用することが出来るものです。有事の際は、井戸所有者も被災されているため、必ず使用できるとは限りません。

なお、災害緊急用井戸のほとんどは、電動ポンプを使用して汲み上げているため、災害により停電している場合は、井戸の使用ができません。そのため、使用の想定は、震度6強以上の地震発生の7日後（地震発生日を0日とする）から上水道が復旧するまで（以下、災害緊急用井戸必要時という）です。

2. 運用ルール

(1) 井戸所有者様へ

以下のとおり、ご協力をお願いします。

【情報の公開】

- ① 災害緊急用井戸情報の公表について、越谷市は以下の公開情報を掲載した災害緊急用井戸リストを作成し、災害緊急用井戸必要時に越谷市ホームページで公開します。

【公開情報】

- 井戸所有者名(事業所名又は氏名) 井戸の所在地及び位置図
採水可能時間 特記事項(必要に応じて)

また、大まかな井戸の所在を示した災害緊急用井戸図(所有者情報は不掲載)及び運用ルールを越谷市ホームページで常時公開します。

【井戸水の提供】

- ② 災害緊急用井戸必要時には周辺住民等に対し、井戸水をご提供ください。もし、震災後すぐに井戸水の提供が可能な場合は、井戸所有者の判断で井戸水の提供を開始してください。大規模災害が長期化した場合は、様々な問題が想定されます。その際には、井戸を有効活用できるように越谷市も必要となる支援を適宜行います。
- ③ 被災等により井戸水の提供が難しい場合は、別記問い合わせ先に必ずご連絡ください。「P5. 災害時における井戸の緊急点検について」をご参照ください。

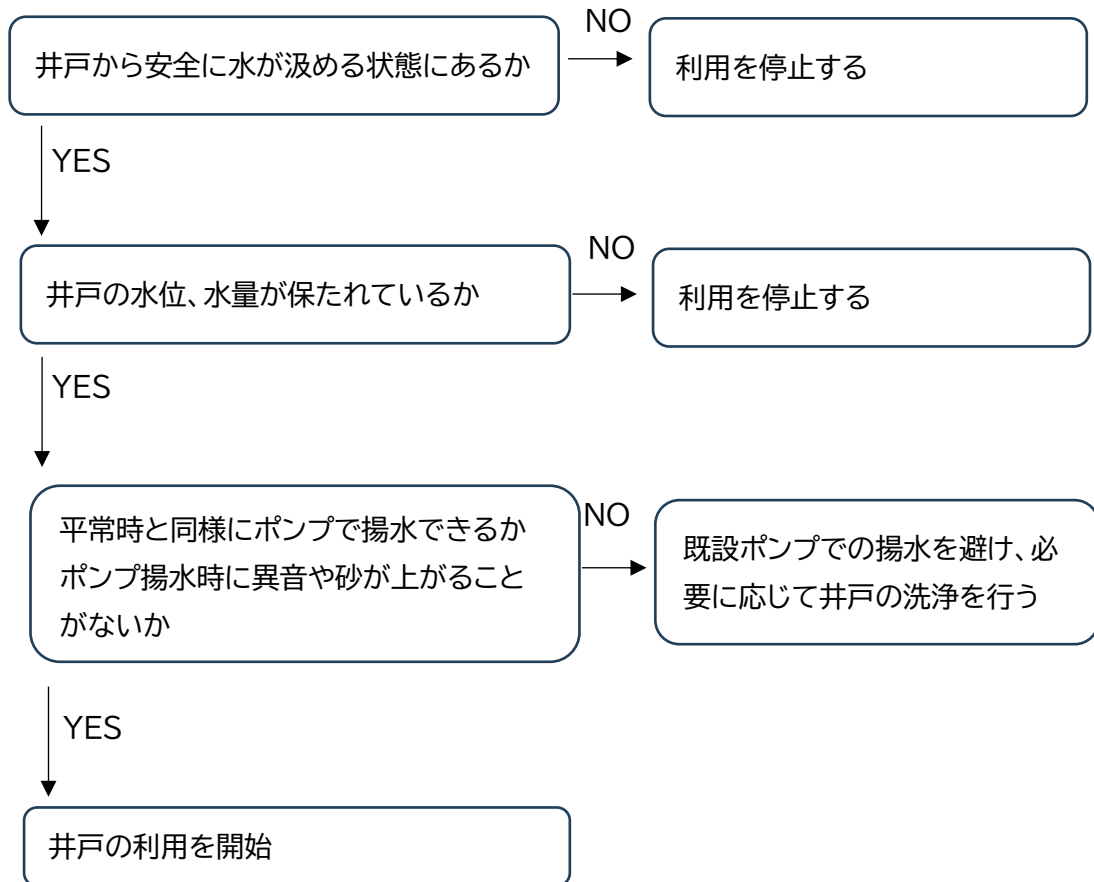
- ④ 井戸水の提供時間は日中(午前10時～午後4時)を原則としますが、井戸所有者の都合により変更できるものとします。
- ⑤ 現地での利用者への対応をお願いします。採水場所までの案内看板の掲示など採水に必要な、最小限の対応で構いません。越谷市職員の派遣は原則できません。対応が難しい場合は、別記問い合わせ先に必ずご連絡ください。
- ⑥ 井戸水の採取に伴う事故・ケガ、井戸水の利用に伴う健康被害及びその他の損害について、井戸所有者及び越谷市は一切の責任を負いません。また、採水容器及び採水器具については、利用者で準備することとします。

【井戸の登録、変更、廃止】

- ⑦ 越谷市は災害緊急用井戸の現況及び登録継続意思について、おおむね3年ごとに書面及び必要に応じて現地調査により確認をします。また、それに伴い運用ルールも適宜見直しをします。
- ⑧ 災害緊急用井戸は井戸所有者並びに井戸利用者双方の安全を第一とします。安全の確保が難しいと越谷市が判断した場合は、災害緊急用井戸の登録の見直しをします。
- ⑨ 有害物質の汚染等の水質の変化により、井戸水が中水としての利用が出来ないおそれがあると判断される場合は、必ず別記問い合わせ先にご連絡ください。

- ⑩ 井戸の使用をやめた場合や井戸所有者が変わった場合など、災害緊急用井戸に係るご相談やご質問については、別記問い合わせ先までお問い合わせください。

☞ 災害発生時における井戸の緊急点検について



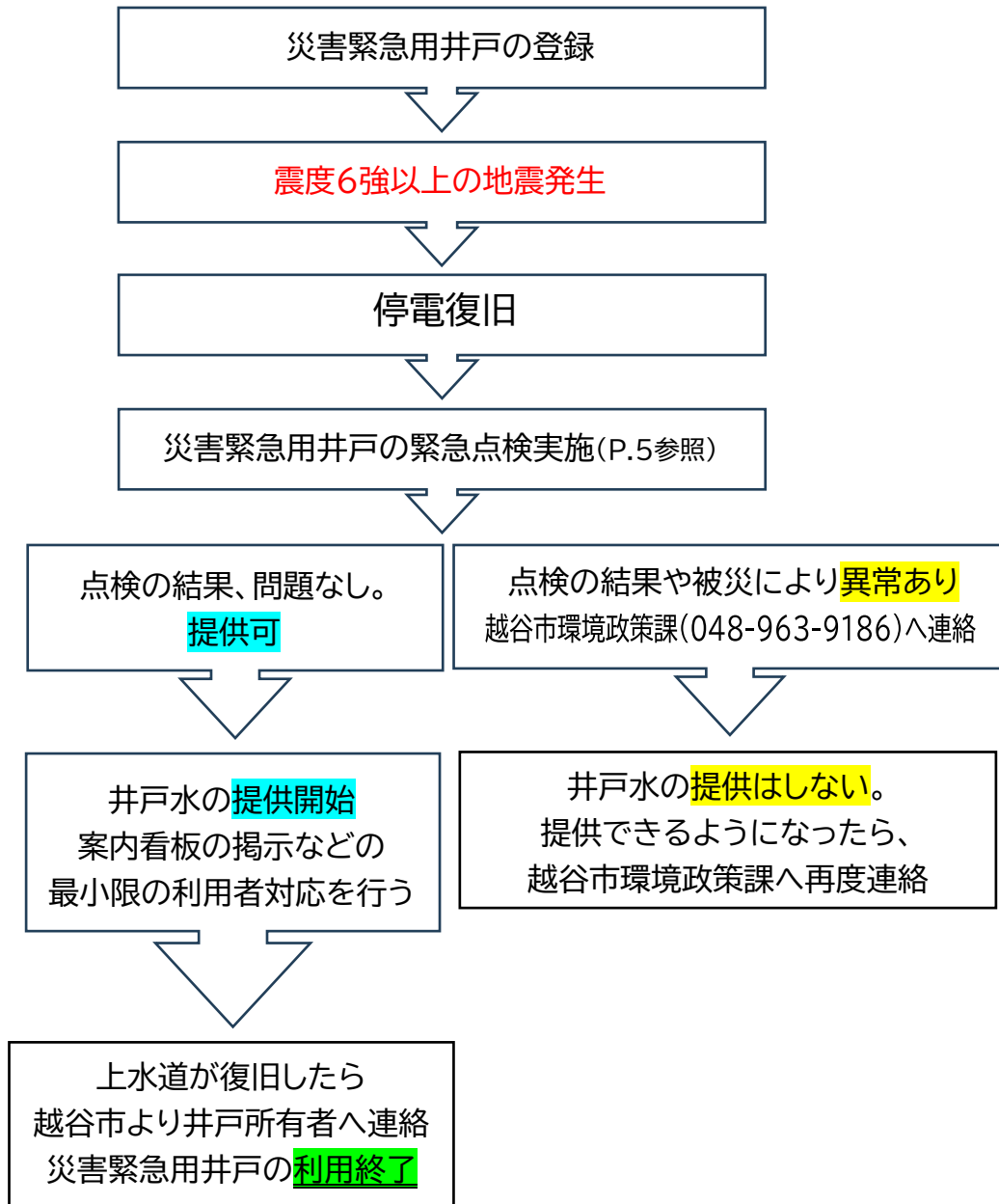
(補 足)

・ 水に濁りや顕著な水質変化が生じた場合や、ポンプ揚水時の異音の発生や砂が上がるなど、いつも通り水が汲み上げられない場合には、井戸等の水源そのものの復旧が必要となる場合があることに留意が必要です。

・ 井戸の復旧には、井戸そのものの洗浄（井戸さらい）など、専門的な技術が必要であるため、適宜専門業者へ相談する必要があります。

※出典：内閣官房、国土交通省「災害時地下水利用ガイドライン」より

～災害緊急用井戸水の提供の流れ～



(2) 井戸利用者様へ

井戸を利用する際、利用者は、以下のルールを遵守するよう、お願いします。

- ① 井戸水は飲用（上水）ではありません。洗濯、掃除、トイレ、風呂等の生活雑用水（中水）としてご利用ください。
- ② 井戸水の提供は、災害が発生し断水が長期化している場合のみです。また、災害発生時に、井戸水を特定の利用者に多量に提供することはできません。
- ③ 井戸所在地まで自動車でお越しになることはおやめください。井戸水の採取にあたり、井戸所有者敷地内や周辺道路上に駐車することはできません。
- ④ 井戸水の採取は、災害時において井戸所有者の同意が得られた場合に限りです。採取は日中（午前10時～午後4時）を原則とします。ただし、採取先の井戸所有者の事情により時間が変更となる場合もありますので、越谷市HPや採取先でご確認ください。
- ⑤ 井戸水の採取に必要な採水道具や容器（バケツ、ポリタンク等）は利用者自身が用意し、その持ち運びはご自身でお願いします。

- ⑥ 井戸水の提供は、井戸所有者のご厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用はしないでください。
- ⑦ 井戸所有者から井戸の利用に関して指示を受けた時には、その指示に従ってください。
- ⑧ 井戸水の採取に伴う事故・ケガ、井戸水の利用に伴う健康被害及びその他の損害について、井戸所有者及び越谷市は一切の責任を負いません。気を付けて採取及び利用をしてください。
- ⑨ 井戸以外の敷地や建物には立ち入らないでください。

■問い合わせ先
越谷市環境経済部環境政策課
TEL048-963-9186
FAX048-963-9175